

会費等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中津青色申告会(以下「本会」という。)の定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費(以下「会費等」という。)の納入取扱いについて定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会に入会した正会員及び賛助会員は、入会金 2,000 円を入会した日から2ヶ月以内に納入しなければならない。

(会費の金額)

第3条 会費の額は、次のとおりとする。

- 一 正会員 月額 1,000 円、年間 12,000 円とする。
- 二 賛助会員 月額 500 円、年額 6,000 円とする。

(会費の納期)

第4条 会員は、前条の会費の額を次のいずれかの方法によりそれぞれの納期内までに納付しなければならない。

区分	会費の額	納入方法	納期
正会員	6,000 円(半年分) × 2 回	口座振替	前期分 6 月 後期分 11 月
		役員・事務局による集金、 本人持参、振込	前期分 9 月 後期分 翌年 3 月
賛助会員	6,000 円(年額)	本人持参、振込、 事務局による集金	全期分 9 月

(中途入会者)

第5条 本会の事業年度の途中で入会した者は、入会した月から事業年度末までの月割計算による会費を納入しなければならない。

(中途退会者)

第6条 本会を退会した者は、退会日の属する事業年度分の会費を納入しなければならない。
また、既納の会費は、定款第12条第2項の規定により返還しない。

(滞納会員に対する処置)

第7条 本会は、定款第11条第2号に該当する未納会員に対して、早期納入の処置を講じ、年度別にその明細を保管する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の一部変更(第3条)は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。